

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会

< 提出資料 >

和気 純子

東京都立大学大学院人文科学研究科 教授

社会福祉士・精神保健福祉士 国家資格の概要

資格名称	社会福祉士		精神保健福祉士	
根拠法	社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)		精神保健福祉士法 (平成9年法律第131号)	
職務内容	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。		精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。	
登録者数	270,925人 (2022年6月末日現在)		98,882人 (2022年6月末日現在)	
専門職倫理の基盤	「ソーシャルワーカーの倫理綱領」 http://jfsw.org/code-of-ethics/			
養成における指定科目	共通：13科目 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ソーシャルワークの理論と方法 <input type="checkbox"/> ソーシャルワークの基盤と専門職 <input type="checkbox"/> 地域福祉と包括的支援体制 <input type="checkbox"/> 社会福祉の原理と政策 <input type="checkbox"/> 医学概論 <input type="checkbox"/> 心理学と心理的支援 <input type="checkbox"/> ソーシャルワーク演習 他 		専門：9科目 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現代の精神保健の課題と支援 <input type="checkbox"/> 精神医学と精神医療 <input type="checkbox"/> ソーシャルワーク実習 他 	
	専門：10科目 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童・家庭福祉 <input type="checkbox"/> 貧困に対する支援 <input type="checkbox"/> 保健医療と福祉 <input type="checkbox"/> ソーシャルワーク実習 他 			
受験者数	2021年度 第34回 国家試験	34,563人	2021年度 第24回 国家試験	6,502人
合格者数		10,742人		4,267人
合格率		31.1%		65.6%

検討会

■ 検討事項

- (1) 子ども家庭福祉分野における相談援助（ソーシャルワーク）を行う職員に求められる専門性
- (2) 子ども家庭福祉に係る研修の課程
- (3) ソーシャルワークに関する研修の課程
- (4) 試験の内容及び方法・試験の頻度
- (5) その他

ワーキンググループ

■ 検討事項

- (1) 子ども家庭福祉分野における相談援助（ソーシャルワーク）を行う職員に求められる専門性
- (2) 子ども家庭福祉に係る研修の課程
- (3) ソーシャルワークに関する研修の課程
- (4) 試験の内容及び方法・試験の頻度
- (5) その他

検討の視点

- ここで想定されている「子ども家庭福祉分野」が、子どもの生活場面において「子どもが関わるすべての場」を想定した制度横断的な視点が極めて重要であると認識している。
- 厚生労働省、文部科学省、内閣府等、子どもに関する施策を実施する関係省庁・部局がそれぞれ所管する各制度枠組み内に限定した専門性の検討ではなく、「子どもが関わるすべての場」において発揮されるべきソーシャルワーク専門職としての専門性について検討するべきである。

検討の視点

- 検討事項 1 の検討を踏まえ、既存の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士を基礎とするルート（「一定の実務経験のある有資格者のルート」）の研修については、既に国家資格養成において習得している知識・技術に加え、子ども家庭福祉に関わるさらに高度で実践的な知識・技術を補強・強化する研修内容とするべきである。
- 社会福祉士・精神保健福祉士を基礎としないルート（「現任者のルート」）の研修については、社会福祉士養成教育で既に教育されている科目「児童・家庭福祉」のほか「ソーシャルワークの理論と方法」「地域福祉と包括的支援体制」「社会福祉の原理と政策」や、科目「ソーシャルワーク演習」・「ソーシャルワーク実習」の教育内容に含まれている子どもの権利、社会的排除、虐待、家庭内暴力、家族支援、低所得、多職種連携、多文化共生、社会資源の活用・調整・開発等に関する教育内容を研修内容に含めるべきである。
- 有資格者ルートと現任者ルートでは、本件研修受講前の段階で習得している知識・技術に差があると考えられることから、本件研修受講前の段階ですでに習得している知識・技術を評価しつつ、各ルート間で知識・技術にバラツキがでないよう、研修内容を検討するべきである。
- また、子どもの生活場面において「子どもが関わるすべての場」を想定した制度横断的な研修内容とすることや、虐待の早期発見・予防に資する観点から、とりわけ学齢期の子どもが多く時間を過ごす小・中学校等におけるソーシャルワークも想定した研修内容とするべきである。

検討の視点

- 有資格者ルートと現任者ルートでは、既に習得しているソーシャルワークに関する知識・技術に差があり、子ども家庭福祉認定資格の概念図においては社会福祉士または精神保健福祉士有資格者ルートではソーシャルワークに関する研修を要しない。つまり、国家資格を取得した段階で既にソーシャルワークに関する知識・技術を習得していることが前提である。
- 一方、現任者ルートでは、子ども家庭福祉分野相談援助実務経験ルートでは研修のボリュームが小さく、保育士実務経験ルートでは大きくなっており、各ルート対象者が習得していない知識・技術を研修で体系的に習得することとなる。
- また、現任者ルートは経過措置であり、原則的には有資格者ルートとなるが、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけ、各ルート間の格差が生じないように標準化する観点からいえば、現任者ルートの研修内容と時間数は、社会福祉士または精神保健福祉士の養成教育で習得するソーシャルワークに関する教育内容・時間数と同等とする必要がある。
- 本来の目的である「ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出」するため、現任者ルートの資格取得のしやすさを求めるあまり研修内容が安易に簡素化・易化されることのないよう、慎重に検討するべきである。

検討の視点

- 社会福祉士養成教育で既に教育されている子ども家庭福祉に関連する科目「児童・家庭福祉」「地域福祉と包括的支援体制」「社会保障」「貧困に対する支援」「保健医療と福祉」「福祉サービスの組織と経営」「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの理論と方法」等は、事例と共に既に国家試験問題で出題されており、子ども家庭福祉の認定資格に係る試験内容が社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の出題内容と齟齬が生じることのないよう慎重に検討するべきである。
- 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の出題基準を参照しつつ、認定資格の専門性を担保する観点からも、研修の内容とともに試験実施・出題にかかる基準も検討するべきである。
- また、試験の頻度について、資格制度の社会的信頼性を担保するためには精度の高い試験問題の作成が求められることや、カンニング・なりすまし防止、全国的な試験実施体制の構築など、相応の試験事務に係る実務が伴うため、他の国家資格や民間資格の試験等を参考としつつ、早期の実装に向けた現実的な方法や頻度の検討を行うべきである。

検討の視点

<現任者ルートの実務経験、勤務先の想定、既存の国家資格取得について>

- 既存の社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験制度では、相談援助に係る実務経験の範囲が厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知により示されている。
- 本検討会において検討を行う人材は主として「児童相談所」「市区町村の子ども家庭総合支援拠点」「児童養護施設・乳児院等児童福祉施設」等が勤務先として想定していることや、資格取得者の質の担保を図る観点から、現任者ルートの実務経験は社会福祉士及び精神保健福祉士養成にかかる相談援助実務経験の範囲と一致させるべきであり、安易に実務経験の範囲を拡大（緩和）するべきではない。
- また、上記の勤務先想定に加え、検討事項2の視点でも指摘したとおり、学齢期の子どもが多く時間を過ごす小・中学校等も勤務先として想定するべきである。
- この認定資格が原則として社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とした資格制度であることに鑑みれば、現任者ルートについては、研修を課すことによる養成に加え、子どもに関係する他の国家資格有資格者や一定の実務経験を有する者が社会福祉士または精神保健福祉士国家試験受験資格を取得できる福祉系大学への編入学や指定養成施設への入学要件を見直す等の検討も考えられる。

検討の視点

<資格取得者の採用・配置、実習教育体制等>

- これまでソーシャルワーク専門職として位置づけられている社会福祉士・精神保健福祉士についても、非正規採用や会計年度任用等の不安定な雇用が常態化しており、このことが資格取得者の福祉離れを生んでいる実態がある。複合的な課題を抱える事例の増加をふまえ、重層的支援体制整備事業等に取り組む市町村の社会福祉士・精神福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカー（仮称）等の専門職採用が求められる。
- 本検討会では人材養成にかかる内容の検討に加え、資格を取得した者がその能力を十分に発揮して子どもへの虐待の早期発見・防止・予防等子どもの福祉に資することができるよう、資格取得者を正規雇用（常勤配置）するための財源の確保、インセンティブの付与、都道府県・市町村や事業所・教育委員会等への働きかけ、配置基準の設定等を子ども関係省庁間・部局の連携のもとで検討するべきである。とりわけ、都市部における児童相談所等における専門職採用は、他の先進諸国の事例からみても重要である。
- 資格取得者の安定的な配置は、将来的に養成教育課程ルートにおける実習先の実習指導者確保にもつながり、安定的な専門人材養成・輩出につながる事となる。なお実習教育を可能とするために、研修内容に実習指導やスーパービジョンの知識・スキルも含めることを検討するべきである。

<参考資料>

スクールソーシャルワーク教育課程認定事業 について

令和4年7月資料

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5F

Tel : 03-5495-7242

e-Mail : jimukyoku@jaswe.jp

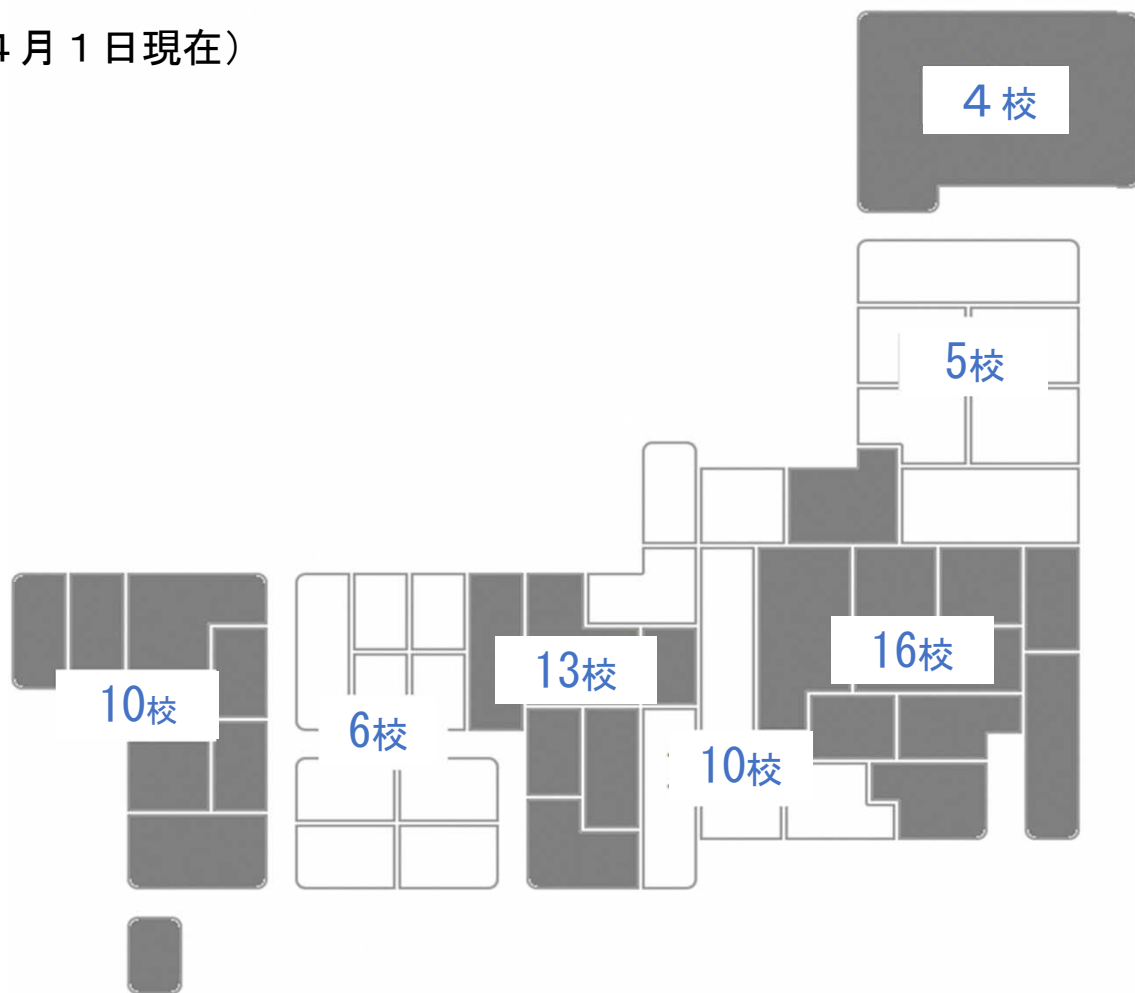
スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定の概要

- 事業開始：[2008（平成20）年度](#)
- 教育課程認定校数：[64校](#)（2022年4月1日現在）
（会員養成校中設置率：23.8%）

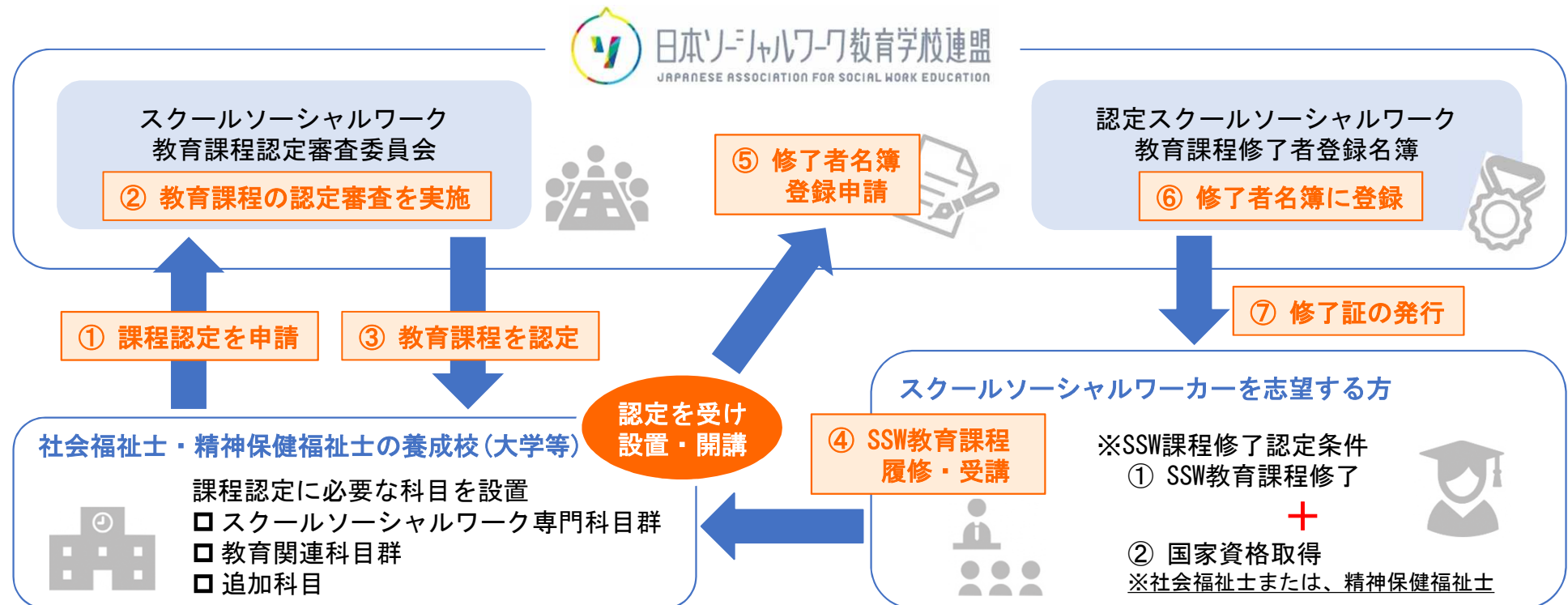
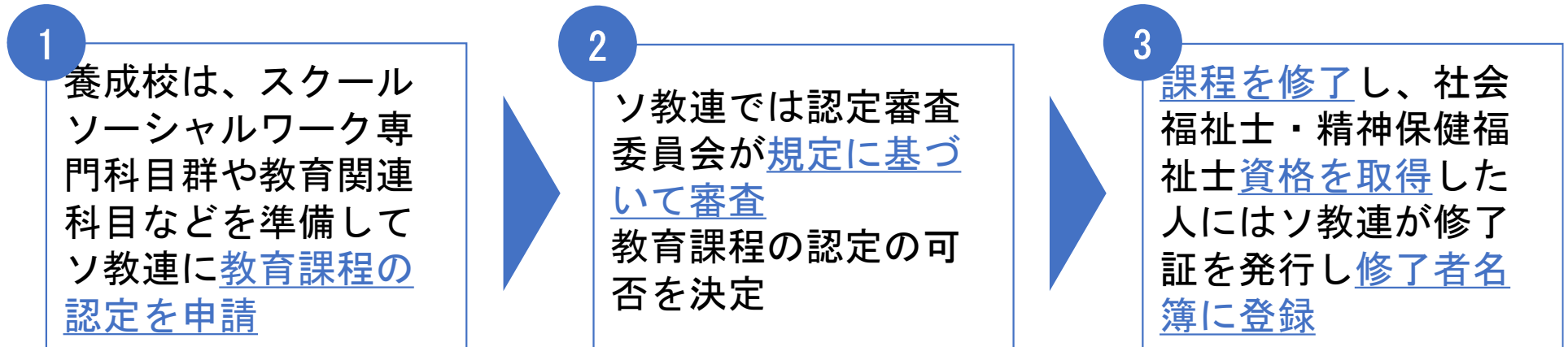
- 全国分布

北海道ブロック	4校
東北ブロック	5校
関東ブロック	16校
東海北陸ブロック	10校
近畿ブロック	13校
中国・四国ブロック	6校
九州・沖縄ブロック	10校

教育課程修了 登録者数
742人
(2022年4月30日現在)



スクールソーシャルワーク教育課程認定事業のしくみ



現行のスクールソーシャルワーク教育課程認定事業のカリキュラム

スクールソーシャルワーク教育課程として 認定された教育課程（230時間以上）

スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

SSW論 30時間以上	SSW演習 15時間以上	SSW実習指導 15時間以上	SSW実習 80時間以上
----------------	-----------------	-------------------	-----------------

教育関連科目

小中高などの教職課程科目から

2科目以上
(60時間以上)



選択履修科目

「現代の精神保健の課題と支援」
または、
「児童・家庭福祉」と「貧困に対する支援」
のいずれか（60時間以上）

スクールソーシャルワーク課程

ソーシャルワークの基盤
社会福祉士・精神保健福祉士課程 1,200時間

スクールソーシャルワーク教育課程認定校一覧（令和4年度・64校）

都道府県	学校	都道府県	学校	都道府県	学校	都道府県	学校
北海道	星槎道都大学	東京都	日本大学	愛知県	日本福祉大学	岡山県	岡山県立大学
北海道	藤女子大学	東京都	法政大学	三重県	鈴鹿医療科学大学	岡山県	川崎医療福祉大学
北海道	北星学園大学	東京都	武蔵野大学	滋賀県	びわこ学院大学	香川県	四国学院大学
北海道	北海道医療大学	東京都	明星大学	京都府	京都女子大学	愛媛県	松山東雲女子大学
岩手県	岩手県立大学大学院	神奈川県	田園調布学園大学	京都府	花園大学	愛媛県	松山大学
宮城県	東北福祉大学	神奈川県	YMCA健康福祉専門学校	大阪府	大阪大谷大学	福岡県	北九州市立大学
宮城県	東北文化学園大学	新潟県	国際こども・福祉カレッジ	大阪府	大阪樟蔭女子大学	福岡県	筑紫女学園大学
山形県	東北公益文科大学大学院	新潟県	新潟青陵大学	大阪府	大阪人間科学大学	福岡県	福岡県立大学
群馬県	東京福祉大学	富山県	富山国際大学	大阪府	大阪バイオメディカル専門学校	長崎県	長崎国際大学
千葉県	淑徳大学	石川県	北陸学院大学	大阪府	大阪府立大学	長崎県	長崎純心大学
東京都	白梅学園大学	岐阜県	中部学院大学	大阪府	日本メディカル福祉専門学校	熊本県	九州ルーテル学院大学
東京都	大正大学	静岡県	静岡英和学院大学	大阪府	桃山学院大学	熊本県	熊本学園大学
東京都	帝京科学大学	静岡県	静岡福祉大学	兵庫県	関西国際大学	宮崎県	九州保健福祉大学
東京都	帝京平成大学	静岡県	聖隷クリストファー大学	兵庫県	関西福祉大学	沖縄県	沖縄国際大学
東京都	東京学芸大学	愛知県	愛知教育大学	兵庫県	関西学院大学	沖縄県	沖縄大学
東京都	日本社会事業大学	愛知県	名古屋市立大学	兵庫県	兵庫大学		

<参考>教育機関での社会福祉士・精神保健福祉士の実習

令和2年3月より、教育機関（スクールソーシャルワーカー）が社会福祉士・精神保健福祉士の実習指定施設として認められました。

<p>社会福祉士</p>	<p>「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（通知）昭和63年2月12日社庶第29号（最終改正）社援発0520第2号令和3年5月20日 厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>別添 1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>2. 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>（72） 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関</p> <ul style="list-style-type: none"> • スクールソーシャルワーカー
<p>精神保健福祉士</p>	<p>「指定施設における業務の範囲等について」（通知）障発0805第4号平成23年8月5日（一部改正）障発0306第5号令和2年3月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>2. 施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。</p> <p>（2） 施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第65条の3に規定するスクールソーシャルワーカー • 「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成25年4月1日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーの配置等の変化

平成20年	文部科学省「 スクールソーシャルワーカー活用事業 」開始
平成20年度	(一社)日本社会福祉士養成校協会(本連盟の前身)が「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」を開始
平成27年	文部科学省 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)
平成29年 1月	文部科学省教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」報告 (ア)SSWの資格及び養成の在り方 SSWの資格は、① 社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者が適当 で、かつ SSW教育課程修了者 、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を修了した者がより適当である。
平成29年 4月1日施行	学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部を改正、施行 スクールソーシャルワーカーについて「スクールソーシャルワーカーは、小学校における 児童の福祉に関する支援に従事する。 」(第65条の3)と職務を新たに規定。(中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で準用)
平成30年 7月20日	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(抜粋) ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進 ・学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。
平成31年 3月19日	児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(抜粋) (5)学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化 ① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援 ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。
令和元年 6月21日	閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (1)少子高齢化に対応した人づくり革命の推進 少子化対策、子ども・子育て支援 ・(前略)関係機関間の連携強化、スクールソーシャルワーカー等による学校・教育委員会の体制強化、一時保護の里親を含む受け皿確保並びに一時保護所の環境整備及び職員体制の強化、中核市等への児童相談所設置促進、司法関与の仕組みの適切な運用の促進、AIを活用したツールの開発、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充、職員配置基準の強化を含む児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化など官民の多機関・多職種の連携の強化の下での社会的養育の充実・強化など、これまで推進してきた取組の成果等も踏まえつつ、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策を迅速かつ強力に推進する。

スクールソーシャルワーク活用事業における要件の変化

平成20年度	事業実施団体は、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者を「スクールソーシャルワーカー」として選考することができる。
平成25年度	スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者
平成27年度	スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者
平成28年度	社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可。

出典：2020年度スクールソーシャルワーカー基礎研修資料（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

令和2年4月改正（現行）	スクールソーシャルワーカーの選考
	<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。</p> <p>ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤ 教職員等への研修活動